

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

目次

| | |
|---|----------|
| 1. 全般 | 3 |
| Q1-1 奨励金の申請にあたっては、「J グランツ」により申請を受け付けますとありますが、「J グランツ」とは何ですか？ | 3 |
| Q1-2 「G ビズ ID」とは何ですか？ | 3 |
| Q1-3 「G ビズ ID」には、「プライム」、「メンバー」、「エントリー」という 3 種類のアカウントがあるのですが、今回の申請にあたっては、どのアカウントを取得すべきですか？ | 3 |
| Q1-4 「J グランツ」以外の申請方法はありますか？ | 3 |
| Q1-5 なぜ「J グランツ」以外の他の申請方法はできないのでしょうか？ | 3 |
| Q1-6 「J グランツ」で事前エントリー及び支給申請できるのは何時から何時までですか？ | 3 |
| Q1-7 WBGT 値とは何ですか？ | 3 |
| 2. 支給対象事業者の要件 | 4 |
| Q2-1 「個人事業の開業・廃業等届出書」を都内税務署に届出中でも申請できますか？ | 4 |
| Q2-2 事業者規模(常用雇用する労働者数)は、都内の事業所に勤務する労働者だけで判断するのですか？ | 4 |
| Q2-3 家族経営の個人事業主ですが、家族は従業員と考えてよいのですか？ | 4 |
| Q2-4 常時雇用する労働者に役員は含まれますか？ | 4 |
| Q2-5 本店所在地は大阪府ですが、東京都に事業所があります。申請の対象になりますか？ | 4 |
| Q2-6 東京都内に事業所はありませんが、都内の現場で働いています。この場合奨励金の対象となりますか？ | 4 |
| Q2-7 都内に本社がありますが、高温多湿作業場所は神奈川県に所在する自社工場です。奨励金の対象となりますか？ | 4 |
| Q2-8 建設業です。本社は都内にありますが、従業員が行う高温多湿作業場所は都外を含む固定化されない各現場になります。奨励金の対象となりますか？ | 4 |
| Q2-9 主たる業務とは何ですか？ | 5 |
| Q2-10 奨励対象事業者の要件 8 に記載のある”セクハラ等の防止措置”とは具体的にどのような措置を取っていればよいのですか？ | 5 |
| Q2-11 工事現場などの同一の高温多湿作業場所で複数の企業等が作業する場合、それぞれの企業がエントリーできますか？作業場所が同一の場合のエントリー制限はありますか？ | 5 |
| 3. 事前エントリーについて | 6 |
| Q3-1 事前エントリーの時点で、従業員の雇用保険加入期間が6か月に満たない場合、エントリーに申し込むことはできませんか？ | 6 |
| Q3-2 同一募集期間内に誤って2回エントリーしたため取消しをしたいのですが、手続きはどのようにすればよいですか？ | 6 |
| Q3-3 「G ビズ ID」を取得したのに、「J グランツ」に入力できません。どうすればよいですか？ | 6 |
| Q3-4 個人事業主の「代表者役職」欄はどのように記載すればよいですか？ | 6 |
| Q3-5 個人事業主の「申請担当者の連絡先」欄はどのように記載すればよいですか？ | 6 |
| Q3-6 事前エントリーが完了しているか確認するにはどうしたらよいですか？ | 7 |
| Q3-7 事前エントリーの通過はどのように決まるのですか？ | 7 |
| Q3-8 抽選結果を電話でいただくことは可能ですか？ | 7 |

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

| | |
|--|-----------|
| 4. 購入・支払いについて | 8 |
| Q4-1 熱中症対策のサブスクリプション(月額定額制)サービスは対象でしょうか？ | 8 |
| Q4-2 購入する物品の最低限度額はありますか？ | 8 |
| Q4-3 物品をクレジットカードで購入しましたが、対象になりますか？ | 8 |
| Q4-4 すでに購入していたスポットクーラーや遮熱ヘルメット等の製品は奨励金対象ですか？ | 8 |
| Q4-5 エアコンの購入は対象となりますか？ | 8 |
| Q4-6 取組実施可能期間内に購入した物品は納品されましたが、支払いの完了が取組実施可能期間を超える場合も対象になりますか？ | 8 |
| Q4-7 熱中症予防対策に資すると認められる物品について、EC サイトを利用し購入したが、納品書、請求書等の表記のある書類が入手できないがどうすればよいですか？ | 8 |
| 5. 支給申請について | 9 |
| Q5-1 申請してから支給決定まではどれくらいかかりますか？ | 9 |
| Q5-2 支給申請をしたとしても、奨励金は支払われないこともありますか？ | 9 |
| Q5-3 (様式第1号)合同会社の代表社員が法人の場合は、法人の代表者はどのように入力したらよいですか？ | 9 |
| Q5-4 不支給の場合、その理由は開示されますか？ | 9 |
| 6. 奨励金請求について | 10 |
| Q6-1 法人の場合、奨励金振込先の金融機関の名義は代表者個人口座でも問題ありませんか？ | 10 |
| 7. その他 | 10 |
| Q7-1 奨励金の対象となる取組は、社内ですべて行ったらよいのですか？ | 10 |
| Q7-2 本奨励金申請時に「手続サクサクプロジェクト(事業者データベース)」への参加同意にご協力くださいとありますが、登録すると次回から事業者情報の入力が必要になりますか？ | 10 |

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

1. 全般

Q1-1 奨励金の申請にあたっては、「J グランツ」により申請を受け付けますとありますが、「J グランツ」とは何ですか？

デジタル庁が提供する電子申請システムです。

【J グランツ】公式ウェブサイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※操作方法等については、上記ウェブサイト内の「申請の流れ」▶「事業者クイックマニュアル」を確認ください。

なお、「J グランツ」を利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ ID」(gBizIDプライム)のアカウント取得が必要です。取得にあたっては、国(デジタル庁)の審査によりID発行まで時間がかかるため、エントリーに間に合うよう余裕を持って準備していただくようお願いいたします。

Q1-2 「G ビズ ID」とは何ですか？

「J グランツ」を利用するために必要な法人共通認証基盤アカウントです。

【G ビズ ID】公式ウェブサイト <https://gbiz-id.go.jp>

※取得方法等については、上記ウェブサイト内の「手続きガイド」▶「ご利用ガイド」▶「G ビズ ID クイックマニュアル「G ビズ ID」プライム編(個人事業主)/(法人代表者)」を確認してください。

Q1-3 「G ビズ ID」には、「プライム」、「メンバー」、「エントリー」という 3 種類のアカウントがありますが、今回の申請にあたっては、どのアカウントを取得すべきですか？

今回の申請にあたっては、「G ビズ ID プライム」のアカウントを取得してください。

Q1-4 「J グランツ」以外の申請方法はありますか？

本奨励金の申請方法は、「J グランツ」のみとなります。来所や郵送による申請は受け付けられません。

Q1-5 なぜ「J グランツ」以外の他の申請方法はできないのでしょうか？

申請から決定までの一連の手続きをすべて電子化することで、処理を迅速かつ効率的に行うためです。また、事前エントリーを公平に実施するために、抽選制の運用を統一する必要があるためでもあります。

Q1-6 「J グランツ」で事前エントリー及び支給申請できるのは何時から何時までですか？

事前エントリー受付期間中及び支給申請受付期間中は、24 時間申請可能でございます。(受付期間最終日は午後5時まで)

Q1-7 WBGT 値とは何ですか？

WBGT 値とは、熱中症のリスクを評価するための指標であり、気温、湿度、日射・輻射熱の3つの要素を考慮して算出されます。WBGT 指数計を設置することで測定することができます。

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

2. 支給対象事業者の要件

Q2-1 「個人事業の開業・廃業等届出書」を都内税務署に届出中でも申請できますか？

本奨励金の申請はできません。申請日時点で「個人事業の開業・廃業等届出書」を都内税務署に届出、受付されていることが必要です。

Q2-2 事業者規模(常用雇用する労働者数)は、都内の事業所に勤務する労働者だけで判断するのですか？

都内・都外を問わず、様式第2号に記載した常時使用する従業員数の合計で判断します。

Q2-3 家族経営の個人事業主ですが、家族は従業員と考えてよいのですか？

原則同居している家族は、従業員とはなりません。ただし、ハローワークに同居の親族の届出をし、雇用保険被保険者となっている場合は従業員とすることができます。

Q2-4 常時雇用する労働者に役員は含まれますか？

原則として役員は労働者に含めません。例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなしますので、兼務役員であることを証明する書類(「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」に加入確認印が押印されているもの、または兼務役員実態証明書等)の写しを提出してください。

Q2-5 本店所在地は大阪府ですが、東京都に事業所があります。申請の対象になりますか？

東京都内の事業所に事業実態があり、法人住民税を納付していれば都内所在の要件は満たします。

Q2-6 東京都内に事業所はありませんが、都内の現場で働いています。この場合奨励金の対象となりますか？

対象にはなりません。都外事業所に所属する従業員が都内で働いているだけでは対象とすることはできません。

Q2-7 都内に本社がありますが、高温多湿作業場所は神奈川県に所在する自社工場です。奨励金の対象となりますか？

高温多湿作業場所が神奈川県に所在する独立した事業場となるため対象にはなりません。

Q2-8 建設業です。本社は都内にありますが、従業員が行う高温多湿作業場所は都外を含む固定化されない各現場になります。奨励金の対象となりますか？

各現場で主たる業務を行っている場合に限り対象になります。

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

Q2-9 主たる業務とは何ですか？

本奨励金では、企業等の主要事業を指し、履歴事項全部証明書や会社案内等から判断します。

Q2-10 奨励対象事業者の要件 8 に記載のある”セクハラ等の防止措置”とは具体的にどのような措置を取っていればよいのですか？

厚労省の HP に詳細が掲載されておりますので、ご確認ください。

【厚労省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

Q2-11 工事現場などの同一の高温多湿作業場所で複数の企業等が作業する場合、それぞれの企業がエントリーできますか？作業場所が同一の場合のエントリー制限はありますか？

作業場所が同一であること自体は、エントリーの制限にはなりません。

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

3. 事前エントリーについて

Q3-1 事前エントリーの時点で、従業員の雇用保険加入期間が6か月に満たない場合、エントリーに申し込むことはできませんか？

事前エントリーは申し込み可能です。ただし、エントリー通過後の支給申請時に、人数の要件を満たしていない場合は対象外となります。

その点十分にご留意いただき、エントリー申請を行ってください。

Q3-2 同一募集期間内に誤って2回エントリーしたため取消しをしたいのですが、手続きはどのようにすればよいですか？

同一の企業が同一のエントリー回で複数回事前エントリーを申込した場合、抽選対象外となる場合があります。奨励金事務局あて(東京しごと財団内)に電話により連絡をお願いします。お手続きのご案内をいたします。

Q3-3 「G ビズ ID」を取得したのに、「J グランツ」に入力できません。どうすればよいですか？

「J グランツ」に入力できない場合、まず考えられる原因として、「G ビズ ID」のアカウント種別が「メンバー」または「エントリー」になっていることが挙げられます。これらのアカウントには権限の制限があるため、入力できない場合があります。

そのため、「G ビズ ID プライム」の取得、または「メンバー」「エントリー」から「プライム」への権限変更を行ってください。

なお、上記に該当しない場合は、システム側の問題の可能性があるので、「J グランツ」へお問い合わせください。

【J グランツ】公式ウェブサイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

Q3-4 個人事業主の「代表者役職」欄はどのように記載すればよいですか？

個人事業主の場合は、未記入で構いません。

Q3-5 個人事業主の「申請担当者の連絡先」欄はどのように記載すればよいですか？

「申請担当者の連絡先」欄には、G ビズ ID のアカウント利用者情報が自動で入力されます。

ただし、本申請において実際に対応する方が異なる場合は、申請企業に所属し、提出書類の内容について奨励金事務局(東京しごと財団)からの問い合わせに対応できる方を記載してください。

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

Q3-6 事前エントリーが完了しているか確認するにはどうしたらよいですか？

事前エントリー完了後に自動送信される、受付完了メールをご確認ください。

事前に【@jgrants-portal.go.jp】のドメイン受信設定をお願いします。

万一受付完了メールが届かない場合は、入力されたメールアドレスに誤りがあるか、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性があります。

後日、事務局より確認の連絡をさせていただく場合がありますが、一定期間連絡がつかない場合は事前エントリーが無効となる可能性がございますのでご注意ください。

Q3-7 事前エントリーの通過はどのように決まるのですか？

事前エントリーの通過は先着順ではございません。また、受付予定事業者数を上回る申込みがあった場合には、抽選を実施いたします。

Q3-8 抽選結果を電話でいただくことは可能ですか？

抽選結果については、受付期間終了後、概ね7営業日以降に「J グランツ」にて通知します。万が一、期間を過ぎても通知がない場合は事務局へ担当者ご本人がお問合わせください。

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

4. 購入・支払いについて

Q4-1 熱中症対策のサブスクリプション(月額定額制)サービスは対象でしょうか？

対象外です。熱中症予防対策に資すると認められた物品の“購入”が対象となります。

Q4-2 購入する物品の最低限度額はありますか？

ありません。

Q4-3 物品をクレジットカードで購入しましたが、対象になりますか？

原則、対象外です。ただし、売主側の事情により上記の支払方法しか選択できず、やむを得ず法人名義のクレジットカードにより支払った場合を除きます。

Q4-4 すでに購入していたスポットクーラーや遮熱ヘルメット等の製品は奨励金対象ですか？

令和8年3月4日以前に購入した物品は奨励金の対象外となります。

各エントリー一回における奨励対象事業の取組実施可能期間内に購入することを対象とします。

Q4-5 エアコンの購入は対象となりますか？

エアコンの設置は、労働安全衛生規則第 606 条により、事業者に求められる基本的な作業環境管理措置に該当するため対象外です。

Q4-6 取組実施可能期間内に購入した物品は納品されましたが、支払いの完了が取組実施可能期間を超える場合も対象になりますか？

取組実施可能期間内に納品されていれば対象となります。なお、その場合は購入した熱中症予防対策に資すると認められた物品の支払等関係書類として納品書を提出してください。

Q4-7 熱中症予防対策に資すると認められる物品について、EC サイトを利用し購入したが、納品書、請求書等の表記のある書類が入手できないがどうすればよいですか？

納品書・請求書等の表記がない場合でも、次の①～④の内容が明記されているものを提出してください。

- ① 購入日(支払い完了日・契約日)又は納品日、②支払額、③支払先、④支払元(納品先)

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

5. 支給申請について

Q5-1 申請してから支給決定まではどれくらいかかりますか？

書類が不備なく揃ってから支給決定まで、1～2か月程度の期間を要します。
また支給決定後、実際の奨励金の支給までには、奨励金請求申請をご提出いただいてから約1か月程度の期間を要します。

Q5-2 支給申請をしたとしても、奨励金は支払われないこともありますか？

審査の結果、支給決定されない場合がございます。
なお、審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません

Q5-3 (様式第1号)合同会社の代表社員が法人の場合は、法人の代表者はどのように入力したらよいですか？

履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)に記載のとおりに入力してください。
(例)代表社員 ○○○株式会社 職務執行者 東京 太郎

Q5-4 不支給の場合、その理由は開示されますか？

不支給となった場合、不支給決定通知書に、不支給となった理由が記載されます。

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金 Q&A

6. 奨励金請求について

Q6-1 法人の場合、奨励金振込先の金融機関の名義は代表者個人口座でも問題ありませんか？

代表者個人名義の受取は不可となります。申請主体が法人の場合は、奨励金振込先の金融機関の口座は必ず法人名義としてください。また、代表者名を含む口座名義の場合は、申請の代表者名と一致してください。

7. その他

Q7-1 奨励金の対象となる取組は、社内でいつまで行ったらよいのですか？

取組①は企業として実施すべき義務であるため、今後も継続して取り組んでいただく必要があります。引き続き実施をお願いいたします。

また、取組②により取得し、又は効用が増した財産を適切に管理し、奨励対象事業の完了後も、奨励金の支給の目的に従い、その効率的運用をはからなければなりません。

Q7-2 本奨励金申請時に「手続サクサクプロジェクト(事業者データベース)」への参加同意にご協力くださいとありますが、登録すると次回から事業者情報の入力が必要になりますか？

「手続サクサクプロジェクト」は、東京都が進めている事業者情報の一元化を目的とした取り組みです。将来的には、登録いただくことで各種手続における事業者情報の入力が簡略化されることを目指しています。

ただし、現時点では明確に「次回以降の入力が不要になる」とお約束できる段階ではありません。

そのため、本記載は、今後の実現に向けた取り組みとして、参加へのご協力をお願いしているものです。

なお、事業者データベースに関するお問い合わせは当該事業の所管部署にお問合せください。

【デジタルサービス局デジタル戦略部(事業者データベース担当)】

電話:03-5000-8020

メールアドレス:S1100506(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に書き換えてご利用ください。